給水装置工事の指定給水装置工事事業者の事業の休止

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を休止した旨届出があったので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

公示日: 令和3年5月19日

				<u> </u>		
指定番号	名称	住所	少主 李氏夕	総水区域で給水装置工事 の事業を行う事業所の名 称及び所在地 名称 所在地		休止年月日
第1659号	STARエン ジニアリング 株式会社	市原市犬成 1122番地2	早坂 カエイ	STARエン ジニアリング 株式会社	市原市犬成 1122番地2	令和3年 2月18日